

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

あなたが、 の土地において行っている再生可能エネルギー発電設備設置事業は、前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 条の規定に違反しているので、条例第 条の規定に基づき、下記のとおり命じます。

年 月 日

前橋市長 
(担当：開発指導課)

記

- 1 年 月 日までに、 すること。
- 2 違反是正が完了したときは、速やかに文書をもって報告すること。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、前橋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前橋市を被告として（訴訟において前橋市を代表する者は前橋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注意) この命令に違反した場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の規定により、認定の取消しとなることがあります。